

○予算決算委員会厚生消防分科会

令和3年3月15日（月曜日）

午前 9時59分 再開

午後 5時54分 閉会

午後3時0分 再開

○白川健太郎委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

なお、休憩中に理事者の入替えを行っております。

また、説明員として子ども未来部参事に入室していただいております。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

奈良市が奈良県から児童相談所業務の移管を受けようとするに当たって、移管を受けること自体が現在の奈良市役所の事務水準や財政状況に鑑みても時期尚早であるということも含めて、私は再三にわたって多角的な面から意見を申し述べてまいりました。

さきの厚生消防委員会でも予告しておりましたので、本日は改めて問題提起をした上、奈良市の見解をお尋ねしてまいりたいと思います。

児童相談所業務のうち一時保護業務に関しましては、保護者による虐待の事実が存在しているとなれば、これは子供の生命及び身体を保護する重要な役割を果たすものであることは疑い得ないわけであります。

奈良市においても、子供の安全確保が必要な場面であれば、一時保護は躊躇なく行うべきの方針であることは間違いありません。まずは基本的な質問ですので、端的にお答えください。子ども未来部長か、参事か、お答えいただけますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の質問にお答えいたします。

一時保護に関しまして、躊躇なく行うということですが、奈良市の方針といたしましてもそのようにさせていただく予定です。

以上です。

○三橋和史委員 国は一時保護ガイドラインにおいて、一時保護を躊躇なく行うべきとの指針を示しておりますので、子供の安全確保が必要な場面であれば、一時保護を開始すること自体には問題がないと言うべきであります。ただいまお答えになった奈良市の方針も、適切であると言うことができます。

しかしながら、一方で、不慮の事故など虐待とは全く関係のない事象によって外傷を受けた児童らが、通園先の保育園や受診した医療機関などの第三者によって虐待通告が行われるなどして、児童相談所により一時保護されるという事案もしばしば見受けられます。

これまでの事案の中には、一時保護した後に虐待の事実がないと認定された場合であっても、一時保護が解除されるまでに1年以上を要した事案、また、長期にわたって面会が許されなかったという事案も確認されております。言わば冤罪とも言うべき事案、誤認保護の事案も発生しているという現実、児相業務を担う行政機関及びその職員は真摯に向き合う必要があると思います。

こういった観点を踏まえてお聞きしますが、一時保護に不服がある保護者には、行政不服審査法や児童福祉法上、つまり法令で定められている最低限の救済手段としてどのようなものが設けられているか把握されていますか。その救済手段の内容についても、市民の方にも分かりやすく説明をしていただけますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 御質問にお答えいたします。

一時保護の行政処分に関しまして不服申請がある場合は、行政不服審査法によりまして、処分があったことを知った日の翌日から起算しまして3か月以内に上級庁——奈良市児相を設置した場合は奈良市長になるんですけれども、そちらに一時保護の取消しの不服の申請を上げることが一つできます。

もう一つ、それと同時に、一時保護の取消し訴訟を提起することができます。行政事件訴訟法によりまして、家庭裁判所に6か月以内、処分があることを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消し訴訟のほうを裁判所に行うことができます。

以上でございます。

○三橋和史委員 保護者らには行政不服審査手続や、また、私が調べた限りでは、児童福祉法上は家庭裁判所の承認を要件とする場合の規定もありますけれども、仮に誤認保護であった場合には、保護者には精神的苦痛を含めた多大な負担を課し、是正のために長期にわたる期間を要することになります。

少し観点を変えますが、児童相談所が子供の一時保護を継続したいのに保護者らが同意しない場合には、それ自体が危険性の高い状況にあると言うべきという見解もあるようです。この点につきまして、奈良市としても保護者らが一時保護に同意しない場合には、それ自体が虐待の危険性の高い状況にあると判断する考慮要素として用いることがあり得るのでしょうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護に保護者の方々が同意しない場合なんですけれども、そのような場合は、やはり一時保護というものはこれから親子関係を再度構築していくためのものでありますので、やはり了解を得て一時保護をやっていくということが大切ですので、そのあたりは一時保護の延期等を申し立てる場合もございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 もう一度正確にお尋ねしたいと思いますが、保護者らが一時保護に同意をしない場合というの考えられますね。その不同意自体が、虐待の危険性が高い状況にあるという判断要素として用いられることがあるのかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

○野儀あけみ子ども未来部参事 すみません、お答えいたします。

保護者が不同意で同意しない場合は、虐待の要素が高いと判断する場合もございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 仮に児童相談所がそのような立場であるとする、ますます救済手段は限定的になってくるわけであり、法律上認められた救済手続に則して不服を申し立てることがかえって申立人にとって不利に考慮されるということであり、保護者らが同意しないことから直ちにその危険性を推認するという判断過程は、説得的なものとは言えないと評価せざるを得ません。

ほかに虐待の事実の存在を根拠づける十分な証拠が存在したり、その蓋然性が認められたりする状況において、保護者らが一時保護に同意をしない場合には、そのことから改善の余地がうか

がえなかったり、ひいては暴行や傷害等の刑事事犯に係る証拠隠滅のおそれがあったりと、不同意の態度からさらなる事実の存在を推認した上で危険性を見いだすことは差し支えないものと思料いたしますけれども、保護者が一時保護に同意をしないということだけで危険性の高い状況にあると判断するのは、判断過程に飛躍があることは明らかでありまして、そのように導かれた処分については考慮不届、他事考慮の違法を免れず、場合によっては悪質なまでの誤認保護事例を発生させかねないものと指摘しておきたいと思えます。

こういった法的ないし専門的な判断過程の在り方については、さらによく研究し、市長を含む全ての関係職員間でその知識を共有していただきたいと思えますが、その点の取組についてはいかがですか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護の重要性、また子供の人権を守るためにも安全を守るためにも大切さは重々分かっておりますが、そのために親子を一時的にやはり分離するというのは大変重要な判断になってきます。

これもありまして、令和元年度の児童福祉法改正の附則の中で、一時保護の手続に関する在り方について検討を行うということが規定されました。それをもちまして、国のほうは令和2年9月から専門委員会を立ち上げまして、一時保護の手続の在り方について検討し、令和2年度の意見をまとめるという見解を示しております。

やはりこの一時保護の在り方についてはとても重要な判断と私たちも認識しておりますので、今後、国の動向、他自治体の動向、またそういうものを注視しながら、慎重に調査し、検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ぜひ関係職員の間でその認識、また知識を共有していただきたいと思えます。

誤認保護事例に関して質疑を進めてまいりたいと思えます。

一時保護やその延長に当たっては、特に要保護児童の年齢が低ければ低いほどその判断に困難が伴うことは否定できませんが、誤認保護の防止にも最大限の努力を傾注していかなければなりません。その点は、ただいま子ども未来部参事が答弁したとおりであります。

法律は最低限度の救済手段を規定しただけでありまして、私は誤認保護、とりわけ誤認したままその保護を継続してしまう事態は、親だけでなく子自身にとっても行政による重大な人権侵害であると同時に、親子にとって重要な乳幼児期において家族間での愛着形成に問題を生ぜしめ、行政の干渉がかえって家族関係を破綻させる契機ともなりかねず、あってはならないものであると言ふべきであると考えます。

誤認保護を防止していくべきという、このような課題について、先ほども少しお答えになりましたけれども、改めて、奈良市としてどのように認識しているか、もう一度答弁をお願いできますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護自体は本当に大切な手続であるかと思えますけれども、その影響というのは多大なる影響があると私たちも認識しております。

ですので、誤認保護があつてはいけないということも重々に承知した上で、やはりその仕組み、その手続の仕組みをやはり検討していけないかと思っております。その方法はいろいろあるかとは思いますが、先進自治体の状況も踏まえまして、重々に検討、調査をやっていききたい

と思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 一時保護が誤認保護であった場合には、とりわけその保護を漫然と継続することは、言わば無実の親にとっては、行政がその形式的な権限を盾にして、社会正義の美名に隠れて親からその子を略取、誘拐するに等しい行為でありまして、人権じゅうりんの程度も著しい事態であるという認識が必要であります。

私は、従来から指摘し、意見してまいりました。先ほどの答弁も、先進的な取組事例の研究にも言及されましたが、奈良市は児童相談所に国で示された最低限度の人員、あるいはそれに等しい人員しか配置しない計画ではないのかという指摘も、これまで市議会でも行われてきたところであります。

この点については、わざわざ奈良市は県から業務の移管を受けるわけでありますから、最低限度の人員配置しかないということであれば、奈良市が移管を受ける利点は見いだせないわけであります。

現時点での計画において、奈良市がその責任において運営しようとしている児童相談所に配置する正規職員数、また、国が示す基準による職員数と比較した場合にはどういった状況になるかお答えいただけますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 児童相談所の職員体制ということですが、国のほうの児童相談所強化プランにおきまして、令和元年度に出ました強化プランにおきまして、人口4万人に1人の児童福祉司の配置を目指すということが規定されました。そして、その後……すみません、間違えました。

先ほどの強化プランに関しましては、28年度の児童相談所の法改正において示されました。その次に、令和元年度の児童相談所の法改正におきまして新プランのほうが出てきまして、児童福祉司の配置を3万人、人口3万人に1人配置するというような方針が今後施行されていくという形になっております。

奈良市といたしましても、児童福祉司、児童心理司、保健師等専門職の配置は、その基準に従ったものになる予定、やっっていく予定になっております。

以上でございます。

○三橋和史委員 児童福祉司、児童心理司、保健師等、そういった一定程度の専門的な知見を具備された職員もそうでありまして、その他の事務一般を担う職員についてもそうでありまして、やはり国が示す基準に従うというだけでは、奈良市がわざわざ奈良県から業務の移管を受けようとするメリットがあるのかと問われたときに、答えに窮するということは否めないと思えます。

そういった児童相談所の体制と関係してお聞きをしていきますけれども、児童相談所はあくまで福祉機関でありまして、子育てを支援すべき機関であります。誤認保護に当たる状況では、当然ながら児童相談所と保護者とは対立関係に置かれます。

児童相談所には弁護士等も配置されるわけでありまして、これらの弁護士はあくまで児童相談所側の弁護士でありまして、児相職員が講じようとしている行政執行の適法性、現に講じた行政執行の適法性を主張していくことを主な職務としている立場にあります。すなわち、児童相談所に弁護士を配置するといっても、それは第三者的な立場にある弁護士ではなくて、あくまで児相側を擁護し、保護者とは対立関係にある弁護士であります。

そこで私は、誤認保護の防止ないしその状態が漫然と継続される事態を防止するため、また、その反対の事案にも適合することであると思いますが、一時保護を決定した場合、また、その延長を決定した場合には、その判断の直後ないし可及的に早期の段階で、一時保護の決定等の原処分には関与していない立場の弁護士や法医学の専門家等から成る第三者委員会のような機関にその決定の妥当性を審査させるべきであると考えております。

児童相談所はあくまで福祉機関でありまして、子育てを支援すべき使命を担うわけですが、それが言わば冤罪のような事態を生み出し、ただでさえ大変な子育てを真っ当に行っている保護者らの足を引っ張り、親子ともに不幸に陥れるようなことがあってはなりません。

こういったことを踏まえまして、繰り返し意見をし、提案してきましたように、一時保護決定等の直後ないしその後の可及的に早期の段階で、第三者的な立場からその妥当性を審査する機会を設けるべきであると考えておりますが、奈良市のこの点に関する方針はいかがですか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護への第三者の関与ですけれども、先ほども述べましたように、一時保護の手続の重要性については認識しております。ですので、今後、先進地または国の方針等いろいろ、より調査をやっていきながら、その第三者の関与につきましては研究を重ねてまいりたいと思います。

もう一点、一時保護の判断におきまして、やはり本人の心身の状況とか親子関係、家庭の状況とかをやはり客観的に、かつ専門的な裏づけを持って確認をしていくということが、やはり私たちは必要であるかと思っておりますので、医学的または法的な裏づけも含めまして、そのあたりの確認作業というのはやはりやっていく必要があるかと一方では思っておりますので、それを行うためにも、やはり職員の資質向上、また組織としてそういう確認が継続して行えるような仕組みづくりを考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 当然ながら、職員間において研さんを図り、一時保護という重大な公権力の行使に当たっては、その適正性を担保するという取組は絶対に必要であります。それとは別に、それを前提として、その処分の後に第三者的な立場でその処分の妥当性を審査するという段階を設ける、こういった観点はやはり必要ではないかと思っております。

先進的な取組かも分かりませんが、こういった状況において、仮に誤認保護であった場合には、これは重大な人権侵害でありますから、それを防止するという取組は、これは行政機関としては当然すべきだと私は考えております。

最近の事例では、兵庫県明石市で発生した誤認保護の事例や、大阪府堺市で発生した誤認保護の事例については、一時保護の判断自体が問題とされているのではなくて、それを漫然と継続したところに悪質さがあるということでもあります。これらの事例では、児童相談所の職員らが一時保護を解除した場合に、仮にその後に虐待事件が生じれば児相職員らが世間から批判されるということをおそれたために、一時保護を漫然と継続してしまったという側面があります。

法医学者の指摘に耳を貸さなかった、あるいは、法医学者1人だけの見解に依拠してしまった、こういった問題が見受けられるわけでもあります。第三者的な立場の弁護士等の審査段階を通常手続の一環とすることで、誤認保護の防止にも資するだけでなく、児相職員らの職務の適法性の向上にもこれは期待することができるとともに、それに対する無用の批判をも一定程度回避することにもつながるものと考えております。

私から再三にわたって指摘してきたところでもありますが、こういった観点からの議論や検討

は、奈良市庁内では現時点までにどの程度具体的に行われてきたのか、議論や検討をした結果はどうであったのか、具体的にお答えいただきたい。つまり、第三者的な視点を入れて審査をする段階、こういった段階を手続の一環に組み入れるべきであるのかどうか、こういった点を議論、検討した結果、あるいはその程度は具体的にどのようなものであるのか、そういったところを御説明いただきたいと思います。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

第三者的な意見をまた聞きながらということなんですけれども、私たちも実際起こった自治体へお話を聞きに行かせていただきました。やはり、そこの中でもいろんな議論が今出てきています。

というのは、一時保護自体、やはり子供と親の関係づくりを再度出発するためのものであるという意見や、どうしてそういう事実がそこにあったのかということ、そこはやはりきちっと判断をし、共有もしていかななくてはいけない等の様々な意見を聞かせていただいております。

一方では子供の命、子供の環境というものをやはり守っていかなくてはいけないものですので、私たちは簡単にどういう方向性がいいというように決めてしまうのではなく、やはり議論をやっていないといけないと思っております、国の方針等様々なところの意見を取り入れながら議論を続けさせていただきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 非常に分かりにくい答弁であります。

副市長に伺いますが、性質は異なりますけれども、同じ人権の制約という意味においては、刑事事件で警察に逮捕された後、何時間以内に何を、何時間以内にどこまでしなければいけない、そういった時間的な制約が定められていると同時に、通常逮捕の事例におきますと、事前に裁判官が発する逮捕令状が必要だと。第三者的なチェックが入るわけですね。事後的にも、逮捕されてから48時間、24時間以内に裁判官に勾留請求をしなければいけない。

そういった意味において、捜査機関だけではなくて、純然たる第三者的なチェックを入れるという手続を設けることによって人権侵害を防止しようという目的に出ているわけでありますね。同じ人権侵害という意味であれば、児童虐待に関する事案でも、仮にこれが誤認保護であった場合において、児童相談所の職員さん、あるいはその児童相談所側の弁護士さん、彼らは自らがもちろん正当だと考えて、またそう主張して職務を執行していくわけでありますから、その過程において第三者的なチェックを入れる過程というのはないんですね、現状において。

不服申立ての制度等がありますけれども、これは何か月経過してからと、かなり時期的には遅きに失する段階で、言わば最低限の取組として、法制度として規定されているにすぎないものでありまして、私が申し上げているのは、児童相談所を奈良市が今回新たに創ろうとしている、言わば最先端の取組をしていこうとしているわけですね。

そういった状況を踏まえて、この誤認保護を防止するという観点も、非常にこれは重要だということ、先ほどから参事からも答弁があったところではありますが、手続的な取組として、第三者的なチェック、審査を入れる段階というのが、奈良市が今新たに創ろうとしている児童相談所においても、これは最低限の法律の基準に準拠するだけで、特に取られる予定は今現時点でないということであって、そのために必要な予算ももちろん今回上げられていないわけではありますが、こういった誤認保護を防止するため、あるいは原処分の妥当性を担保するためにも、一時保護をした時点、その直後ですね、あるいは可及的早期の段階で、第三者的な立場の弁護士あるいは法

医学者等の専門家のチェックを入れる段階を設けるべきだと私は思っているんです。

その点に関して、副市長はどのような見解を持たれているのかお聞きしたいと思います。

○向井政彦副市長 この児相における一時保護というのは、委員おっしゃいましたように、刑事事件なんかと比べましても非常に強力な行政権限があるということでございます。

言わば親の意思、子供の意思もありますけれども、やはり大前提として、子供の命の安全をまず確保するという制度であろうと。そういうことの緊急性ということも考えられた制度であると思います。

ただ、実際に虐待事例はいろんなケースがあると思いますので、一律に判断するのは大変難しいと思いますけれども、虐待事例がこの一時保護をしたことによってもちろん全て解決するわけでもありませんし、保護者の方とも、その関係性というのもやはり構築していく必要が当然あると思います。

今、そういういろんなケースの中の一つとして、誤認保護ということも確かにある可能性はあるんだろうと思います。そのときに、そういう第三者的なチェックが必要だという御指摘というのもよく理解をいたします。

ただ、それを制度としてどういうふうに構築するのかというのがちょっと、今の国のほうにおいてはそういう保護者からの審査請求なり訴訟なりというものしかないわけでございますけれども、やはり保護者からのいろんな申出を、児童相談所側がどれだけ話を聞いてその関係性を築けるかということだと思いますし、その中で、おっしゃるようにやはりそういう第三者的なことがどうしても必要というふうなことも、もしかしたらあるのかなというふうに私も思いました。

ちょっとそこは、奈良市が先進的にやりたいというのはもちろんなんですけれども、実際にやっておられる先進的なところもまた研究をさせていただきたいと思います。

○三橋和史委員 研究をしていくという見解であります。

こういった問題は、子ども未来部参事は非常にお詳しいわけでありましてけれども、全国のいろんな研修会にも出られていると思いますけれども、私が申し上げているような観点、またこういった取組というのは、これは最先端だと思いませんか、どうでしょう。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

本当に今、国のほうでも法の中に規定されまして、先ほども言いましたけれどもまだ検討が始まっているような段階です。そしてまた、全国的にこのような事例がマスコミ等にやはり取り上げられているのも、数限られた自治体であります。

ですので、やはりそうたくさんある事例でもありませんので、本当によく考えながらやっていくことが必要だと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 件数が少なければそれでいいというようなことでもありませんので、私もいろいろこの点については調査研究をしてきた中で、こういった取組が今後必要になってくるであろうと思いますし、国においては今、最低限の基準を定めているにすぎないわけでありまして、子どもセンターを奈良市は新たに創ろうとしているわけですね、何十億円をかけて。

今、奈良県がわざわざ奈良市内に児童相談所を設置して問題なく機能しているのに、これを、わざわざ奈良市がその移管を受けようとしているわけですよ。となれば、奈良市が児童相談所の業務を行おうとしているところにその正当性や利点を見いだすとすれば、そこで最新の最先端の取組が行われる、もちろん虐待事案についてもそうでありますけれども、こういった誤認保護

の防止といった観点についても最善が尽くされている、そういった取組が行われなければ、全く意味のない、単なる二重行政を増やしてしまったような無駄な施策となってしまう。

奈良市は看板施策として今、子どもセンター、児童相談所を含めて子どもセンターの設置、開所に向けて準備をしているということでもあります。もちろん最先端をしていっていただかなければ意味がない、私はそう思います。

奈良市が取り組んでいる、児童相談所を含む子どもセンターの整備事業は、もうこれは単なる市長や行政側の実績づくりのパフォーマンスにすぎないともこれまで私も指摘してきました。市長は、「批判のための批判だ」などと反論にもならない弁解をしておりましたがけれども、こういった当を得た批判に対しても奈良市として胸を張って反論したいのであれば、児童相談所の一時保護機能だけを強調するのではなくて、私が申しましたような誤認保護を防止するための必要な取組についても最先端の手法を講じていくべきでありまして、本来的に福祉機関としての使命を忘れることなく、あくまで子育てを支援していくという役割を踏まえて、そのための具体的な取組にも全力を傾注していく必要があるものと改めて指摘しておきます。

もう一度申し上げますが、そうでなければ、奈良市がわざわざ奈良県から児童相談所の業務の移管を受けて、十数億円も投じて施設を設置し、運営していくという利点が全く見いだせないものというものであります。

令和3年度中に移管を受ける方針であるそうですから、一時保護決定等の直後ないしその後の可及的に早期の段階で、第三者的な立場からその妥当性を審査する機会を設けるのかどうか、設けるとすれば具体的にどのような手続とするのか、こういった点に関してもっと庁内で議論しなければいけない、そのように思います。これはぜひ検討を加えていっていただきたい。いかがですか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 御質問にお答えいたします。

私たちが児童相談所を創り、また運営をしていくためには、やはり先ほども委員おっしゃいましたように最善を尽くしていかないといけないと思っておりますし、多方面から本当に調査研究をしていきたいと思っておりますので、そのあたりは重々に最善を尽くして頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 この第三者的な視点での審査を加えるべきだということについては、先ほど申し上げたような第三者委員会という組織を作るかどうかは別にして、1人の弁護士だけの意見を聞くのか、1人の法医学者だけの意見に依拠するのか、あるいは複数の弁護士の意見を聞いていくのか、原処分に関与していない専門家の意見も聞いていくのか、こういった面については、制度設計ということまで言わずとも、運用の中で実際に簡単に講じることができるわけですから、そういった観点を踏まえて行っていただきたいというふうに思います。

副市長、もう一度答弁いただけますか。こういった今問題提起を受けて、今後、国の法制度等についても、先ほど参事が答弁したように、法律の附則でもこういったところの人権擁護に配慮して検討を加えていくという方針もありますけれども、今後こういった手続的な保障というのが、これは後退する余地はもちろんないと思うんです。

移行していくとすれば、私が申し上げているような、もちろん一時保護については躊躇なく行う、これはもう疑いないわけでありまして、それが正当なわけでありまして。しかし、問題は、それを漫然と継続してしまっていて誤認保護というものを生じさせてしまう、こういったものは防止し

なければいけないわけであります。

そういった点から言えば、第三者委員会の設置というもののまでいかなくとも、第三者的な言わば専門家の意見を聞く機会を設けるといことは、これは簡単にできるものであります。そういった取組をぜひしていただきたいと思いますが、もう一度、副市長はどのようにお考えなのか答弁していただきたいと思います。

○向井政彦副市長 先ほども申し上げましたけれども、いろんなケースがありますので、それにそれぞれどう対応していくのかというのは非常に重要なことだと思います。

この誤認保護ということについても、確かに重要な視点でございます。法的にその審査請求なり訴訟なりはありますけれども、その前の段階として、先ほども申し上げましたが、やはり保護者の理解、同意というのを得る努力、これは続ける必要がありますし、その中でどうしても保護者の方がいろんな主張をされて、その段階で、私どものほうもその原処分をした以外の人たちで何らかのチェックというのできる方法があるのかというのは検討したいと思います。

○三橋和史委員 この質疑の冒頭のほうでも触れましたけれども、一時保護に対して保護者らが同意をしない場合は、それ自体が危険性の高い状況であると判断される場合もあるんだという答弁でした。

こういった認識がある中で、こういった運用が行われる中で、本当に誤認保護であれば、当然その保護者は一時保護には不同意のはずなんですよ。してもいない虐待に対して一時保護に同意しますなんて言う保護者は珍しいわけでありまして、そういったことを踏まえると、なるべく早期の段階で第三者的な審査を加えていくというのは非常に重要なことであると思っております。

もちろん、いろんなケースがあります。虐待の事実が顕著な場合だってあるかもしれません。ただ、副市長、先ほど私が申し上げたように、同じ人身の自由という意味では、刑事事件における逮捕あるいは勾留のケースと比較してみても、逮捕の場合も、犯罪の事実が顕著であっても全てこれ、全てというか、通常逮捕については全て司法判断が、裁判官の判断が加えられる。また、その72時間以内に勾留の手続をするのであれば、そこでまた裁判官の審査が加えられる。このように手続的な保障というのはほぼ網羅的に行われているわけでありまして、いろんな事例があるのは、それはもちろん承知しております。その上で、やはり誤認保護というのは1件でも2件でもあってはならないと思いますし、特に一時保護は躊躇なく行っていただいたら結構でありますけれども、それを漫然と継続してしまうということは、絶対にこれは避けるべきだと思っております。

こういった意味において、いろんなケースがあるのは十分承知しておりますが、その上で私は申し上げておりますので、もう一度こういった観点について、どのように検討を加えていくのか、検討を加えるのかどうかも含めて、加えるとすればどのような検討を加えていくのか、副市長でも参事でもお答えになりたい方が答えていただいたらと思いますけれども、いかがですか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護は、本当に今おっしゃられたようにいろんな一時保護があります。その中でやはり一部、現状としてどうだったというのを再度確認していかないといけない場合も生じてくるかと思っております。

やり方としましても、先ほども述べましたように確認を、一時保護の子供の状況、家庭の状況をきちっと確認していくという、法的、医学的にも確認をしていくというのも一つの方法かと思っておりますので、第三者を関与させるということについては相当ハードルが高いかとは思いますが

ども、いろんな方法があるかと思しますので、そのあたりも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 副市長も今お考えになっていると思いますので、副市長の見解もどうですか。

○向井政彦副市長 先ほど申しましたように、非常にこれはある面強権的な行政の権限だと思えます。それは何回も言いますが、まずは命を守るということなんですけれども、ただ、それだけでやはりこれは解決しませんので、やはりその後の関係を考えると保護者の納得、説得、同意というのが必要ですので、その動きをする中で、保護者の意見も伺いながら、どういう形でどうしても同意されない、どうしてもこれは誤認だということになれば、どういう形でそれを市としても客観的に判断するのかということだと思しますので、そこは方法論にもなってきますけれども、検討させてもらいたいと思います。

○三橋和史委員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。

この点に関しては、奈良市の担当部署がいかに矜持を持って子育て支援に取り組むかどうかに左右されると言っても過言ではないと思います。

私事ながら、私も親になった最近になって初めて実感したことでありますが、子供は少し目を離しただけで勝手に転んで泣いているというようなことは毎日のようにあるわけでありまして、普通にしているだけでもけがをすることはありますし、ベッドから落ちそうになっている、それを防止しようと転落防止柵をつけたら、今度はその柵に手を挟んで泣いている、そういったこともあるわけがあります。

こういった、ただでさえ大変な子育ての時期に、これを支援すべき行政機関が福祉の使命を忘れて、自己保身のために漫然と保護機能だけを強調して、保護者の努力を事実上妨害して子育ての足を引っ張り、かえって親子の人権を侵害するようなことがないように対策を尽くすということは、これもまた行政が負うべき重大な使命であるということをいま一度認識し、体制を整えるように求めておきたいと思えます。

少し視点を変えますが、先ほども申し上げましたように、一時保護については、子供の安全確保が必要な場面であれば躊躇なく行うべきとの方針は全く誤りではありません。誤認保護の事例においても、一時保護の開始自体に問題があったというよりは、それを漫然と継続してしまった、1人の弁護士あるいは1人の法医学者の見解にだけ依拠してしまった、あるいは、当初のそういった見解にだけ依拠し続けてしまった、こういった点に問題があったとされているわけがありません。

一時保護が開始されたからといって、必ずしも行政機関として虐待の事実を高度の蓋然性をもって認定したわけではないと言うべきでありまして、むしろ児童相談所としては、そういった点に関する理解を相手方に対して求めていくべきことが重要であると、重要である場合も少なくないと思えます。

しかしながら、現下における世間一般の見方としては、児童相談所が関与したという時点で、それがすなわち児童虐待があったものと認識してしまう傾向にあるものと思われます。こういった社会的な捉えられ方を前提として、これまでの誤認保護の事例においても、仮にその後に誤認にすぎなかったとされたところで、児相が関与したという記録自体が残ることが保護者らに精神的苦痛を与えているという側面もあります。

一時保護自体は躊躇なく行うべきでありまして、そのことから直ちに虐待の事実が認定されたわけではないという、より正確なこういった理解について、一般にも広く普及させていく必要が

あるものと私は考えておりますが、奈良市としては、こういった観点からの問題はどのように認識しておられますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

一時保護の利用に関しても、児童虐待のみの一時保護の利用ではありません。行動観察のため、または短期入所のためというところもございます。

ですので、児童相談所が関与する、また、他の相談においては虐待の相談だけではありませんので、このような児童相談所、一時保護所の役割については、きちっと情報発信をしていく必要があると思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 もちろん児童相談所は、要保護児童として触法児童、虞犯児童等もあるわけですが、児童虐待に関する事案について言えば、一時保護として児相が関わった段階で、すなわち児童虐待の事実があったんだなと認識されてしまうような世の中の見方というのも、これは正確ではないということですね。

先ほども申し上げたように、一時保護自体は躊躇なく行われるわけです。しかしながら、現時点における世間の見方というのはそうはなっていないということでありまして、こういった、児童相談所は親子を分離させることを目的とする機関ではなくて、あくまで子育て支援を担うべき福祉機関であるわけです。ただ、現実的には先ほど申し上げたような、一時保護を実施する場合には児童相談所と保護者とは対立関係に置かれることが通常でありますし、一時保護が行われた段階で児童虐待の事実があったとされたのかというふうに世間は見てしまうというのが現状であると思われま。

ただ、対立関係に置かれると先ほど申し上げましたが、そういった一見すれば背反するような構図をこれ、解消していかなければいけない。一時保護はあくまで躊躇なく行うものなんです。その後については、先ほど答弁にもあったように、いろんな目的で行われることもあるんですよということですね。こういったことを普及啓発していくことも重要であると思います。

こういった点を、より正確な理解を促進していくということが児童相談所業務の円滑化を図るという観点からも重要であると考えます。強大な公権力を行使していくわけでありまして、誤認保護等によって児童相談所が関与したという事実がかえって子育てをしにくくなるような状況、無用の負担を課してしまうこととなるような環境を是正していくためにも、これは奈良市の責任において、一時保護の開始に対する正しい理解の普及啓発を行っていただくことも求めたいと思いますが、その点についてはどのように考えられますか。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

児童相談所の業務、一時保護所の役割等につきましては、正しい理解を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 私が先ほど申したような観点からの正しい理解の普及啓発も行っていくということによろしいですね。

○野儀あけみ子ども未来部参事 児童相談所の業務には様々な業務がありますので、委員の意見も踏まえ、様々な啓発は行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 様々な啓発の中にこういったことも入れていかなければ、一時保護がこれ、誤認

保護であった場合には、かえって子育ての足を引っ張るようなことになるわけでありますから、そういった点で正しい認識、理解の普及啓発にも努めていただきたいということを申し上げているんですね。副市長、いかがですか。

○向井政彦副市長 奈良市としても、もちろんこれは初めての事業の取組でございますので、午前中にもありましたけれども、いろんな御意見、建設的な御意見をいただいておりますので、それを生かして、ぜひすばらしい子どもセンターにしていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○三橋和史委員 私はそういう答弁を別に求めていないんですよ。こういった観点の理解の普及促進を図っていかなければ、時には相手方に対しても、一時保護の在り方というのはこういったものなんですと、決してこの段階において虐待の事実を認めたと判断したわけではありませんと、そういったことを説明して、その相手方の理解を図っていかなければいけないということもあるわけですね。

ただ、現実的には今、昨今の社会情勢もあって、世間としてはもう一時保護があった段階で直ちに虐待の事実があったかのような見方をされてしまう。こういった認識を正していかないと、適切な児相業務の円滑な遂行も阻害されるだろうということを申し上げておりますので、その点についても普及啓発を行っていくことを求めておきたいと思えます。

時間がありませんので少し質問をまとめていきますが、奈良市は児童相談所を含む子どもセンターに現職の警察官を配置するという説明をいたしたような記憶もあります。

確かに、児童相談所は非行少年や触法少年を保護する場合もあり、犯罪捜査とは全く関係ないわけではありませんし、施設内やその周辺における警備についても適切に実施していく必要があります。

しかしながら、警察としての通常の業務の範囲を超えて、児相ないし子どもセンターに警察官が常駐し、子どもセンターの職員と同様に内部情報に接することとなるような体制にはやはり問題があると思えます。

先ほどからも申し上げておりますように、児童相談所をはじめ子どもセンターについてはあくまで福祉機関でありまして、捜査機関ではありません。子育てに関する情報を福祉機関が保有することと捜査機関が保有することとは、その情報が同じ内容であってもその意味が全く異なるわけでありまして、子育てに関する相談内容や調査情報が常に捜査機関である警察と共有される体制となれば、子育てに悩みを抱える市民からの相談自体を委縮させてしまう場合も考えられるわけでありまして。

こういった問題意識を踏まえて改めてお聞きしますが、子どもセンターに警察官を常駐させる計画であるのかどうか、時間もありませんので端的にお答えください。

○野儀あけみ子ども未来部参事 御質問にお答えいたします。

現職の警察官を常駐させるかということにつきましては、現在まだ担当課と調整を図っておる次第でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 福祉機関としては、児童等の私生活に関する部分についての幅広い情報を保有し、それらの情報を総合的に活用して、児童に対してもその保護者に対しても福祉的な支援施策を実施していく使命を担うわけでありまして。

ただ、児童や保護者を対象としたヒアリング記録等も含めて、それらの調査記録が捜査機関で

ある警察と全て共有される運用となれば、効果的なヒアリングや調査を実施することができなくなる可能性もあります。非行や触法の事実で保護している児童からも、児相職員が本音を聞き出すことができなくなるということもあり得ます。子育てに悩む保護者等に対しても、相談することを躊躇させるという弊害を生む可能性も否定できません。

安易に何でもかんでも捜査機関と情報共有するのではなくて、児童相談所の主体的な判断によって、どのような内容の情報について、どの程度いずれの機関と共有することが望ましいのであるかということを決定し、情報管理については、あくまで福祉的な使命を果たす目的の範囲内で最善の運用をしていただくべきものであると考えております。

こういった観点からの問題についても当然認識されていると思いますけれども、今後検討するという中において、こういった問題についても認識した上で検討していただくということによろしいですね。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

関係機関、警察等との情報の共有というのは必要でありますけれども、やはりその内容等につきましては、現在においても様々検討させてもらいながら情報共有をさせていただいております。

児童相談所では本当に様々な相談を受け付けておりますので、そのあたりはきちっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○三橋和史委員 現職の警察官を配置する必要はないものと思いますけれども、仮に配置しないということとなったとしても、任意捜査である捜査事項照会に児童相談所として回答すべきであるのか、どのような事項であるのか、どのような情報の提供を令状の発付を条件として行うべきであるのか、こういったことについても開所前のなるべく早期の段階で、あらかじめ詳細にわたるまで決定していくべきものであると考えております。

こういったほかの関係機関との情報共有の在り方については、警察だけでなく児童の通学する学校や所管の教育委員会などとの間でも問題となってくるものであります。

関係機関との情報共有の在り方も含めた情報管理の在り方について、開所前のなるべく早期の段階で、詳細にその取扱い方法を定めた内部的な手引を作成していただきたいと思いますと思いますが、その点に関する認識はいかがですか。端的にお答えください。

○野儀あけみ子ども未来部参事 委員の御質問にお答えいたします。

個人情報の在り方というのは本当に重要なものであると認識しておりますので、そのあたりにつきましては考えていく予定です。

以上です。

○三橋和史委員 本日、私が取り上げた事項については、本来であれば来年度当初予算に反映しておかなければならないわけでありまして、したがって、現時点で既に検討を終えておかなければなりません。しかしながら、本日頂戴している答弁については、検討をしていく、考えていく、もう実質的に答弁になっていないんですね。

特に一時保護やその延長の判断について、第三者的な立場の弁護士等からその妥当性を審査するという手続とするのかどうか、こういった点については根本的な問題であるので、現時点においてもその考え方を明確に持つておくことが当然だと思います。

かねてより様々な問題について具体的に指摘してきたわけでありまして、まだまだ必要な検討が行われていないと言わざるを得ません。

時間でありますので終わりますが、子どもセンターの整備に当たっては、実績づくりのパフォーマンス、こういった実態から一日も早く脱却し、児童のため、その家族らのために、真に子育て支援という福祉的な使命を担うべく、その準備、運営に万全を期するよう求めるものであります。

時間が参りましたので、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。